

出荷制限指示後の管理の考え方

ウナギ（利根川のうち、境大橋の下流（茨城県内の支流を含む。ただし霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川は除く。）の出荷管理については、関係市町村及び関係漁業協同組合と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 漁業者及び遊漁者対策

関係漁業協同組合及び関係市町村に対し、ウナギの出荷制限が指示された水域においては、①所属組合員にウナギを出荷しないよう指導するとともに、漁獲又は採捕した場合はその場で放流するよう周知する。②当該水域における遊漁者に対し、ウナギを採捕した場合には、その場で放流するよう現場で注意喚起を実施するとともに、ホームページ等への掲載や遊漁券の販売を通じ、ウナギを採捕した場合にはその場で放流するよう、周知することを指導するとともに必要な周知を図る。

2 流通対策

関係事業者に対し、出荷制限が指示されているウナギを扱わないこと、産地等を確認の上、適切な表示により、流通させることを要請する。

3 その他

千葉県と連携し、出荷制限が指示された水域のウナギについて継続的に検査を行い、実態の把握に努めるものとする。